

【図表2】「新たな評価」制度に至るまでの高等教育政策の流れ

年	中教審の答申などの認証評価や教育の質にまつわる動き	認証評価制度の動き
2002 H14	「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について(答申)」 設置認可の在り方の見直しや第三者評価制度の導入を提言、事前規制から事後チェックへ。 →学校教育法の改正:①設置認可の見直し(届出制度の導入／抑制方針の撤廃／設置審査の準則化)／②認証評価制度の導入／③自己点検評価・公表の義務化／④法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入	
2004 H16		第三者による認証評価制度第1サイクルスタート
2005 H17	「我が国の高等教育の将来像(答申)」 機能分化、学位を与える「課程」中心の考え方への再整理、入試・教育課程の改善、「出口管理」の強化等	
2008 H20	「学士課程教育の構築に向けて(答申)」 学士課程の教育の方針、教職員の職能開発、質保証の仕組みの強化、基盤となる財政支援	
2011 H23		第2サイクルスタート。大学自身の改善の仕組み「内部質保証」が問われ始める
2012 H24	「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)」 これからの社会像と能力、学士課程の質的転換、現状と学修時間等	
2016 H28	「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」 法令適合性などの最低限の質保証にとどまらず、各大学の教育研究活動の「質的改善」を促す評価制度への転換を図る	
2017 H29	3つのポリシー策定公表の義務化	
2018 H30	「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」 学修者本位の教育への転換、多様性と柔軟性の確保、質保証の再構築(設置基準の抜本的見直し)	第3サイクルスタート。評価項目に3つの方針・内部質保証を追加・認証評価機関にACとの連携及びステークホルダーへの意見聴取、自己点検評価結果の公表義務付け
2020 R2	「教学マネジメント指針」公表 予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するため学修者本位の教育への転換、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要	認証評価機関に「適合・不適合」認定義務化、「不適合」大学への追加評価努力義務化、「不適合」大学は大臣に報告等
2022 R4	「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」 大学教育の質保証を「形式的な設置基準の遵守」から「実質的な教育の質向上」へと転換するための重要な指針。時代に合わなくなった大学設置基準の大幅な見直しへ	
2025 R7	「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申)」 教育研究の「質」の更なる高度化に向け、学修者本位の教育の更なる推進(出口の質保証、教育の質を評価する新たな評価制度へ移行)、大学間比較できる新たなデータプラットフォーム新構築など	第4サイクルスタート。機関別・分野別の共通評価基準に①継続的な研究成果の創出のための環境整備②学修成果の適切な把握及び評価に関することを追加
2026 R8	「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議(審議まとめ)」 経営状況が厳しく質の担保ができない大学への早期の円滑な撤退判断促進、教育研究の質の向上に向けた重点支援 「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ議論のまとめ」 新たな評価制度の基本的枠組み策定→質保証・質向上システム部会にて審議 「第7期科学技術・イノベーション基本計画」 第I期大学の量的規模適正化総合政策。大学の機能強化や地域における質の高い高等教育へのアクセス確保、再編・統合を含めた大学の規模適正化へ	
2027 R9	通常国会にて法改正(予定)	
2030 R12	「新たな評価」制度スタート(予定)	

*文部科学省資料を基にBetween編集部にて作成

今回の大幅な見直しについて、「やっと対応体制が整ったのに、なぜ?」と戸惑う大学も多い。しかし、この20年余りの間、何も変わっていなかったわけではない。認証評価は大学設置後の活動や運営の適切性を確認するしくみとして2004年に導入されたが、すでに第2期より教育の内部質保証の有効性を問う評価へと見直しを重ねられてきた【図表1・2】。かつて「グランドデザイン」答申を取りまとめ、今回の改定を主導した大学振興課の石橋晶課長は、「急速な少子化と予測困難な

Q1.なぜ今、認証評価制度を見直すのか。

▲時代の変化に応じた人材育成のため。



鈴木 宏幸 ●2003年文部科学省入省、初等中等教育企画課課長補佐、初等中等教育局視学官、在ブラジル日本国大使館一等書記官、文部科学大臣秘書官などを経て、2024年より現職。



石橋 晶 ●2000年文部省(現文部科学省)に入省。科学技術・学術政策局基盤政策課専門官、高等教育局大学振興課課長補佐、国立大学法人支援課企画官、高等教育局高等教育企画課高等教育政策室長などを経て現職。

取材・文／本間学 撮影／木藤富士夫

「新たな評価」制度 ～準備と活用、質向上

認証評価制度が大きく変わる。国は、今後の大学進学者数減少期に向けて、「数」(定員充足)での縛りに加え、「質」についても厳格化。「教育の質」が、募集力や経営力にも直結する時代が目前に迫っている。「新たな評価」制度への準備によって、教育機関としてアップデートし、少子化の中での大学存続の機会にする術を考えてみよう。



★★★★の評価と大学の持続可能性

「負担が重く、インセンティブを感じづらい」「徒労感」「社会から認知されていない...」。国のワーキンググループの議論では、現状の認証評価制度に対する厳しい指摘が相次いだ。

次期通常国会で成立をめざす「新たな評価」制度は、機関別評価と学部別評価の2階建て、4段階評価、6年周期など変更点が多い。その本丸は、「学部教育の質が保証され、向上が図られているか」、つまり、学位の価値という点にある。

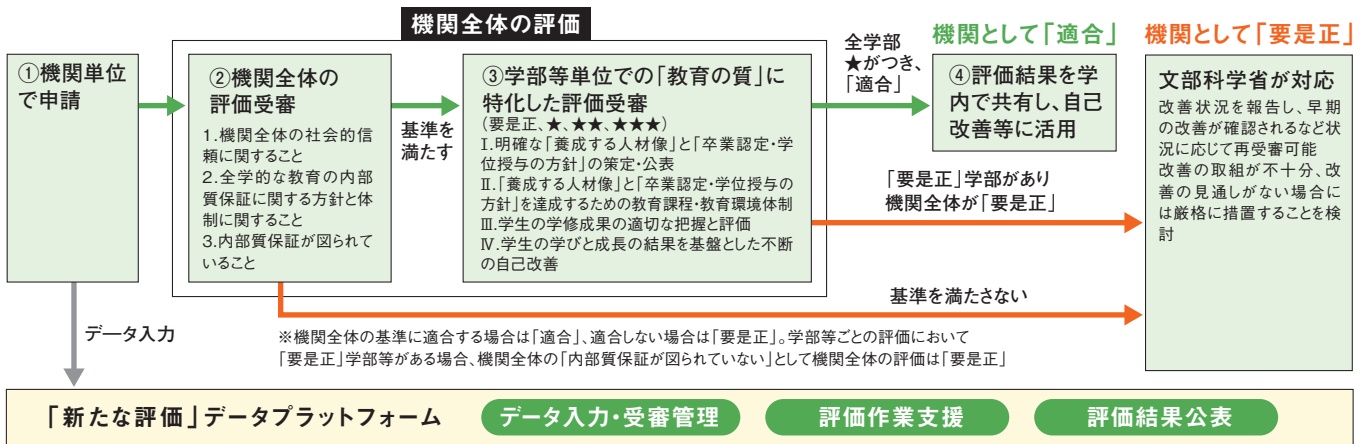
従来の認証評価では、本部主導の受審にとどまり、教育現場である学部があまり関与しないケースも多かった。教員の「教学マネジメント指針」の認知度が5割にとどまる^{*2}。現状を鑑みれば、組織的な教育改善は定着しているとは言いがたい。内部質保証を重点的に見てきた評価制度が活用されていないことは明らかだ。

人口減少や地方衰退、AI技術の目覚ましい発展など、環境が激変する中で、学生をどう育てていくか。いかなる大学であっても、今、一番の課題だろう。経営の最重要事項として教育の質保証・質向上に取り組むこと。その先にこそ、★3つの評価と大学の持続可能な未来があるのではないかと。

*1 教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ
*2 教員の「教学マネジメント指針の認知度」:内容を知っていて学内での議論で参考にした12.6%、内容がある程度知っている37.5%、聞いたことはあるがよく知らない35.8%、聞いたことがない13.8%(大学基準協会大学評価研究所「大学教育改善のための組織的取り組みに関する教員調査」2022年)

文／編集部

【図表5】「新たな評価」制度の受審の流れ



※ 評価の過程もしくは評価結果が出た後において虚偽報告や重大な社会的倫理に反する事項が発覚した場合は、評定を保留ないし評定を取り消すこととする。

※文部科学省「『新たな評価』に関する参考資料集」を基にBetween編集部にてまとめ

【図表6】言葉の定義

言葉	定義
教育の質	多様な高等教育機関の目的に応じ、入学後にどの程度学生を成長させることができたのかといった付加価値
教育の質保証	設置基準などの法令等で求められる教育活動の水準に達していること。当たり前の水準
教育の質向上	学生一人一人の能力を最大限高めるために教育活動の水準を向上させ、教育成果を明確に挙げている
教育成果	「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること

※文部科学省「『新たな評価』に関する参考資料集」を基にBetween編集部にてまとめ

「当初は、より学生に近い学部の教育評価を中心に検討していたが、ワーキンググループで議論を重ねる中で、大学は学部教育に責任を負わなくていいのか?となった。社会的にも機関としての法令違反や内部質保証のしくみの有無は重要なため、まず、大学全体の状況を確認し、そのうえで学部別評価を行うしくみとした」と話す。

機関別評価では、「1. 法令違反や社会的信頼を損なう行為がないか」「2. 内部質保証システムを整備しているか」「3. そのシステムが適切に機能しているか」を確認する。これらは、現行の認証評価の機能を引き継ぐものだ。1または2に明らかな問題があると判断された場合、その時点で機関として「要是正」になる（学部受審には進めない）。3については、学部の状況を詳しく確認しなければ判断できないケースも想定し、学部別評価を実施したうえで最終的な機関別評価を行うこともある。

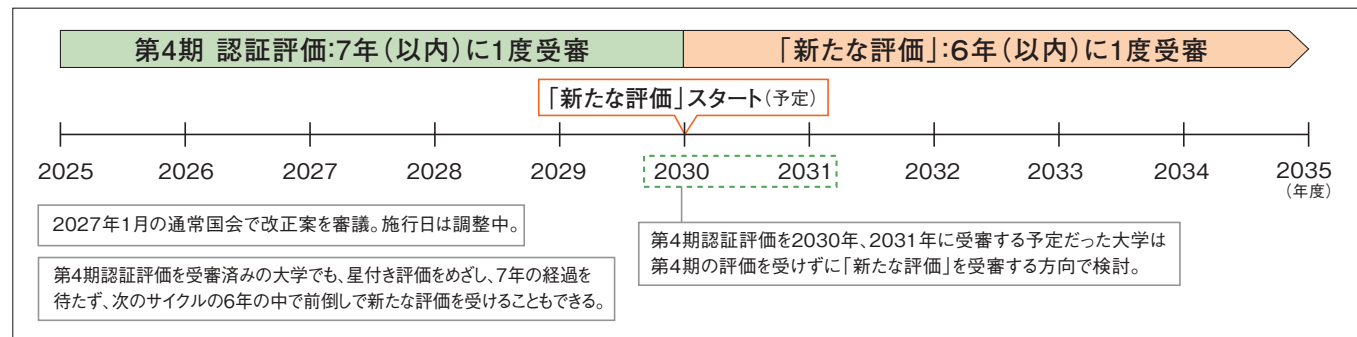
学部別評価では、DPで定める資質・能力を備えた学生を育成できているかを確認し、「要是正」「1つ星・2つ星・3つ星」の4段階で評価する。全学共通教育や全学プログラム、学部横断的な教育も、それが学部のDP達成に資するものであれば評価対象になる。

「『要是正』は、より学生に近い学部の教育評価を中心に検討していたが、ワーキンググループで議論を重ねる中で、大学は学部教育に責任を負わなくていいのか?となった。社会的にも機関としての法令違反や内部質保証のしくみの有無は重要なため、まず、大学全体の状況を確認し、そのうえで学部別評価を行うしくみとした」と話す。

機関別評価では、「1. 法令違反や社会的信頼を損なう行為がないか」「2. 内部質保証システムを整備しているか」「3. そのシステムが適切に機能しているか」を確認する。これらは、現行の認証評価の機能を引き継ぐものだ。1または2に明らかな問題があると判断された場合、その時点で機関として「要是正」になる（学部受審には進めない）。3については、学部の状況を詳しく確認しなければ判断できないケースも想定し、学部別評価を実施したうえで最終的な機関別評価を行うこともある。

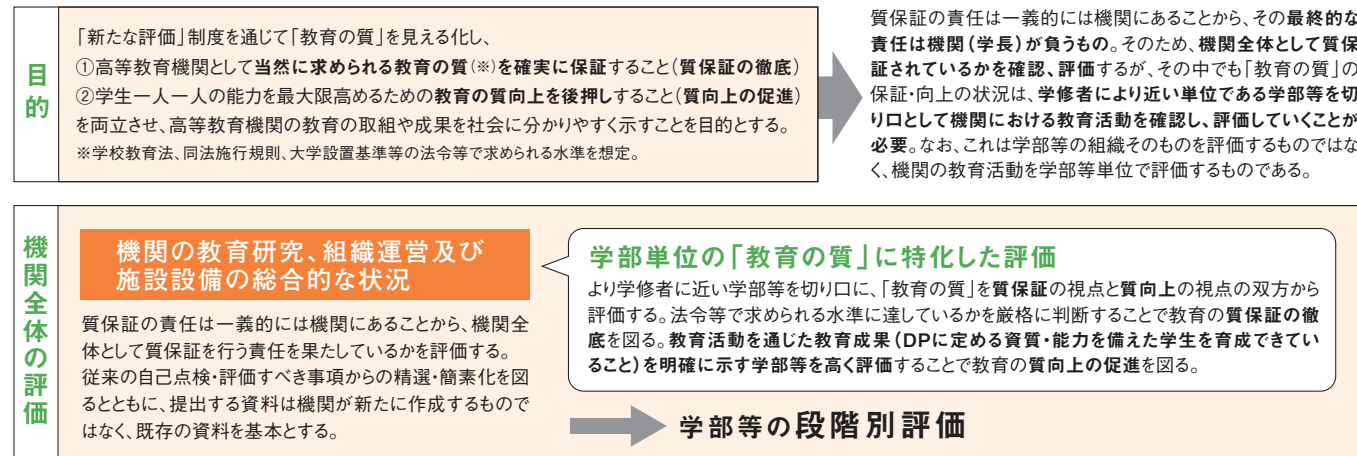
学部別評価では、DPで定める資質・能力を備えた学生を育成できているかを確認し、「要是正」「1つ星・2つ星・3つ星」の4段階で評価する。全学共通教育や全学プログラム、学部横断的な教育も、それが学部のDP達成に資するものであれば評価対象になる。

【図表3】「新たな評価」制度の受審スケジュール（予定）



※ 取材を基にBetween編集部にて作成

【図表4】「新たな評価」の基本的な考え方について



※文部科学省「『新たな評価』に関する参考資料集」を基にBetween編集部にてまとめ

時代の中で、大学には、社会を支える人材育成の役割がより一層求められる。学生一人ひとりをどこまで成長させられるかがポイントだ。そのため、教育の質向上につながる評価が必要だった」と語る。

「負担が大きい割に評価結果が十分に活用されておらず、社会の認知も低い」という課題もふまへ、実効性が高く、教育改善を促す制度への転換をめざしている。

Q2. なぜ2030年から? なぜ6年サイクルに?

A 2035年までに教育の質が高い大学を見極めるため。

第4サイクルの終了を待たずに新制度へ移行する理由について、石橋氏は「質の高い教育を行う大学を明らかにし、存続に向けた支援につなげるためだ」と説明する。大学進学者数が60万人台を切ると見込まれる2035年までに各大学の教育の質を社会が客観的に認知できるしくみを整えるためには、遅くとも2030年度に始めないと間に合わない」と判断した。

評価期間を6年に短縮するのは、変化の速い社会に教育が対応しているかをチェックするため。学部教育の確認を行うため、既存の分野別評価が5年、医学部評価

が6年であることを鑑み、6年サイクルに落ち着いたと言う。

新制度案では、2030年度と2031年度に第4期認証評価を予定している大学は、第4期を受けずに新制度へ移行する方向で検討を進めている。現制度で評価を受けた場合には、7年の経過を待たず次のサイクルの6年の中で「新たな評価」を受審することも可能とする【図表3】。「最上位の評価を得れば、国や自治体の支援を得やすくなる。特に地域の人材育成に実績がある短大や大学には初年度での受審を勧めたい」（石橋氏）。

法改正案は2027年の通常国会に提出される予定だ。

Q3. なぜ、学部別に評価するのか?

A 教育の基本単位は学部だから。

当初は、学位プログラム単位の評価が検討されていたが、新制度では、学部単位の教育の質に特化した評価が導入される【図表4】。鈴木宏幸大学設置・評価室長（取材時）は、変更理由について「現下の学校教育法上には『学位プログラム』という文言の規定がなく、カリキュラム改善などの、質保証